

福井市告示第261号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり本市の区域内の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良区事業本堂地区に係る換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成27年12月21日

福井市長 東村新



次の区域を本堂町12字角丸に編入する。

町	字	地番
本堂町	13字 坂本	31の一部

次の区域を本堂町13字坂本に編入する。

町	字	地番
本堂町	12字 角丸	22の一部
	33字 旅籠町	33の一部
	53字 縄手	32の一部

次の区域を本堂町14字五郎ヶ谷に編入する。

町	字	地番
本堂町	16字 流田	25の一部、26の1、26の2の一部、39の一部、40、41の一部

次の区域を本堂町16字流田に編入する。

町	字	地番
本堂町	30字 輪橋	50の一部

次の区域を本堂町21字屋敷田に編入する。

町	字	地番
本堂町	26字 向堂之前	8の一部 33から35までの各一部

次の区域を本堂町26字向堂之前に編入する。

町	字	地番
本堂町	21字 屋敷田	25から27までの各一部
	29字 場正面	15の一部

次の区域を本堂町29字場正面に編入する。

町	字	地番
本堂町	26字 向堂之前	36の一部 39の一部 42の一部 47の一部
	30字 輪橋	29の一部 41から43までの各一部 46の一部 47の一部 50の一部

次の区域を本堂町33字旅籠町に編入する。

町	字	地番
本堂町	52字 尼ヶ町	24の1の一部 25の1の一部 35の2の一部

次の区域を本堂町52字尼ヶ町に編入する。

町	字	地番
本堂町	33字 旅籠町	30の1の一部 31の1の一部

		34から36までの各一部 39の一部 40の一部
	53字 縄手	14の一部 15の一部 28から30までの各一部 31
	58字 宮ノ前東	16の一部
	61字 高田	57の一部

次の区域を本堂町53字縄手に編入する。

町	字	地番
本堂町	13字 坂本	21の一部 22の一部 29から31までの各一部
	33字 旅籠町	21の1の一部 33から35までの各一部
	58字 宮ノ前東	16の一部

次の区域を本堂町58字宮ノ前東に編入する。

町	字	地番
本堂町	12字 角丸	11の一部 22の一部 23の一部 25の2の一部
	13字 坂本	31の一部
	53字 縄手	30の一部

次の区域を本堂町60字宮ノ前西に編入する。

町	字	地番
本堂町	58字 宮ノ前東	17の一部 18の一部
	61字 高田	42の1の一部 42の2 42の4の一部 43 58の2の一部

		60の一部 61から63まで 6 4の一部
--	--	--------------------------

次の区域を本堂町61字高田に編入する。

町	字	地番
本堂町	52字 尼ヶ町	37の一部
	58字 宮ノ前東	16から18までの各一部